

東海村障害者等移動支援事業ガイドライン

東海村 総合相談支援課

令和 7 年 1 月作成(第1版)

1 移動支援の概要

単独での移動に困難がある在宅の障害者及び障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のために外出する際に、介護等の支援を行うことにより自立した生活及び社会参加を促す事業です。

重度訪問介護や行動援護、同行援護で対応ができる場合には、介護給付サービスが優先されます。

また、通院(突発的な受診や健康診断等以外)支援は居宅介護(通院等乗降介護、通院等介助)で対応します。

2 移動支援の対象者

村内に住所を有し単独での移動が困難な障害者が対象となります。また、村外の居住地特例対象施設に入居し、東海村から障害福祉サービスの支給決定を受けている方も対象となります。

単独での移動が困難である場合は、肢体不自由の認定を受けている者、視覚障害者(児)、行動障害があり常時声かけの支援が必要な者、漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難である場合を指します。単に移動手段がないという理由だけで利用することはできません。

3 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

〈対象者の判断基準〉

(1) 障害者

国が定める「通院介助(身体介護を伴う)」の対象者の判断基準に準じ、以下のいずれにも該当する障害者

(ア) 障害支援区分が区分2以上の者

(イ) 障害支援区分の認定区分調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

- ① 1-4「移乗」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要
- ② 1-8「歩行」:「全面的な支援が必要」
- ③ 1-9「移動」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要
- ④ 2-4「排尿」:「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- ⑤ 2-5「排便」:「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

(2) 障害児

5領域11項目の調査を行ったうえで、障害者の判断基準に準ずる。

4 利用の形態

東海村では、移動支援のサービス提供形態として「個別支援型」を実施しています。

個別支援型とは、1名の障害者(児)に対して、支援者がマンツーマンで支援を行います。対象となる用務は、原則1日以内で終わるものです。原則は「個別支援型」ですが、身体的特徴や行動面において、ヘルパー2人での対応が必要と認められる方については、2人介護分としての時間を算定できます。

5 移動の方法

(1) 事業所が所有する車両をヘルパーが運転する場合は、運転する時間を除いて移動支援を算定します。事業者が所有する車両で移動支援を行う場合は、移動に係る費用の収受にかかわらず、道路運送法上の許可(介護タクシー又は有償運送許可)が必要となります(許可や登録を受けずに自家用車等を利用して有償で障害者等の移送を行うことは「白タク行為」として禁止)。

(2) 徒歩又は公共交通機関(バス・電車)等のほか、利用者が調達するタクシー等の移動手段も利用できます。ただし、算定条件としては、公共交通機関利用中に、座席に座るために常時声をかける、突発的な行動の予防のために手をつなぐ、パニックになるのを防ぐため常時声をかける等の理由で支援を行っていた場合のみとなります。ヘルパーが同乗していても、支援をしていない場合は対象外です。公共交通機関の利用料金は、本人及び事業者分とも別途実費負担となります(移動支援事業としては支給されません。)

6 対象となる外出の範囲

原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

対象となる外出	外出の例
社会生活上必要不可欠な外出	金融機関への外出, 医療機関の受診(突発的な受診や健康診断), 日常生活上必要な買い物
余暇活動等の社会参加のための外出	各種行事・研修会, 余暇・スポーツ, 文化活動への参加, 初詣・墓参りなど社会的習慣, 冠婚葬祭, お見舞い, 選挙, ボランティア活動, 外食, レジャー, レクリエーション, 神社への参拝, 旅行(日帰りのみ), スポーツ観戦, 映画鑑賞, 観劇, 理容・美容
経済活動を伴わない外出	講演会(無償)

対象となる支援	支援内容
外出の準備に伴う支援	健康状態のチェック, 整容, 更衣介助, 排泄介助, 手荷物の準備
移動に伴う支援	車椅子介助, 交通機関の利用補助
外出先でのコミュニケーション支援	代筆, 代読
外出先での必要な支援	排泄介助, 食事介助, 姿勢保持, 安全保持, 服薬準備と確認
外出から帰宅した直後の対応支援	更衣介助, 荷物整理
その他(危険回避のために必要な支援)	手をつなぐ, 常時の声かけ

7 対象とならない外出の範囲

対象とならない外出	外出の例
経済活動に係る外出	通勤, 営業活動, その他収入を得ることを目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出	通学, 通園, 児童クラブ, 習い事, 事業所への通所, 学校行事, 事業所の行事
社会通念上適当でない外出	飲酒, 競艇場, 競輪場, 競馬場, パチンコ店, 麻雀店等の公序良俗に反する外出
その他	政治活動や布教活動, 保護者の都合や仕事等による預かり行為

対象とならない支援	対象外の例
具体的な支援を行う必要がない	単なる待機時間(理容・美容室での散髪時間等)
利用者を預かる行為	移動支援は、障害者(児)に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトや仕事等による預かり行為を目的としたもの
遊ぶ相手となる行為	一緒にスポーツをする, カラオケで一緒に歌うなどの行為

8 移動支援事業の外出目的として例外的に認めることがあるもの

将来の自立を目的とした内容のもの(一人で通学・通所・通勤できるようになることをなど)については、基本的には対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」もしくは「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」に係るものであっても、移動支援事業の利用によって自立が見込まれるかどうかを考慮の上、訓練的支給として3か月間を上限として認めることがあります。事前に総合相談支援課まで御相談ください。

9 利用者負担

移動中の介助等の支援に伴い利用者やヘルパーに発生する費用(公共交通機関、有料道路、有料駐車場等)については、公費負担の対象外となります。

世帯	利用者負担額
生活保護世帯	なし
村民税非課税世帯	5%
村民税課税世帯	10%

10 移動支援の委託料

事業所は、以下の事業に要する費用から利用者負担額を差し引いた額を村に請求します。

サービス利用時間	身体介護伴う	身体介護伴わない
	単価 (円)	単価 (円)
29分まで	2,300	800
30分から59分まで	4,000	1,500
1時間から1時間29分まで	5,800	2,250
以後30分毎に	820	750

移動支援事業Q&A

Q1	何歳から移動支援が利用できますか。
A1	就学児以上です。 移動支援は、その障害によって単独では外出困難な障害者（児）に対して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスなので、障害の有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として対象外としています。 また、就学児以上であっても、児童単独での外出が見込まれない場合の外出については、移動支援の利用は適当でないため、利用を制限する場合があります。

Q2	入院中の利用はできますか。
A2	原則不可ですが、外泊中のみ利用できます。 入退院時の付添いは移動支援ではなく、介護給付の通院等介助の対象と考えられます。したがって、入院中の外出及び外泊時の病院・自宅間の送迎には利用できません。

Q3	施設入所している場合に利用することはできますか。
A3	利用できません。

Q4	電動車いすの人が移動支援を利用することはできますか。
A4	利用できません。 電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあることから、移動支援の対象者にはなりません。 しかし、外出先での食事や排泄の介助が必要等の理由がある場合は例外的に利用できます。事前に総合相談支援課まで相談してください。

Q5	1人の利用者に対して、2人のヘルパーが付添うことはできますか。
A5	常時2人で介助をしないと安全性が確立できない場合には、支給時間の範囲内で2人対応ができます。事前に総合相談支援課まで相談してください。

Q6	マッサージ・リハビリ等に利用できますか。
A6	医療保険の対象か、目的は治療か健康増進か等により個別に判断します。健康保険証を提示して施術を受ける場合は医療保険の対象となりますので、利用できません。

Q7	支給決定時間数を超えて移動支援を利用することはできますか。
A7	できません。 支給決定時間を超えた分の利用については、村から給付は行われません。

Q8	移動支援中のヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。
A8	利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担する必要があります。

Q9	訪問後、外出しなかった場合は算定できますか。
A9	外出の準備・外出を促す支援をしていた時間のみ算定できます。ただし、1 時間以上かかるような場合は個別に判断しますので、総合相談支援課まで相談してください。

Q10	キャンセル料の負担はどうなりますか。
A10	事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。キャンセル料の公費負担はできません。

Q11	家族が病院まで送り、ヘルパーが診察終了後に迎えに行き、買い物をしてから帰宅する場合は移動支援の対象になりますか。
A11	対象になります。 サービスの起点・終点は自宅以外でも可能としています。ただし、障害福祉サービス事業所や学校を起点・終点とすることはできません。

Q12	家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することはできますか。
A12	移動支援のサービスの起点・終点は、出発地及び終点地ともに自宅が原則ですが、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。 ただし、単に目的地において障害者(児)を預かることを目的とする、いわゆる「預かり行為」については、障害者(児)の外出支援という移動支援本来の趣旨・目的に沿わないものと考えられますので、利用対象外となります。

Q13	自転車での移動支援利用はできますか。
A13	移動支援は「常時介護できる状態での付添い」が前提となるため、利用者にヘルパーが自転車で併走して見守る等、自転車での移動支援は原則対象とできません。 ただし、公共の交通機関の利用や徒歩での移動が困難で、自転車による移動が最も適切だと考えられる場合で、利用者が目的地までの自転車運転経路を覚えることができない等、障害特性により、目的地までの案内等の支援が必要な場合には、その移動の目的、支援の方法が適切かつ妥当であり、安全性が担保できる場合に限り、ヘルパーが自転車で併走して案内する等の支援を認めることは可能です。